

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（2日間）のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和6年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> [建災防宮崎県支部](#) [検索](#)

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法においては、機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講資格者

- ① 道路交通法による大型特殊自動車免許を有する方
- ② 道路交通法による大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育又は車両系建設機械（解体用）運転特別教育又は不整地運搬車特別教育を修了後、運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方
- ③ 不整地運搬車運転技能講習を修了した方

2 開催日及び場所

| 開催日 | | 開催場所 |
|---|---------------------------------|---|
| 【1日目】 | 【2日目】 | |
| 令和4年10月28日(金) | 10月29日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 令和4年11月18日(金) | 11月19日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 令和4年12月9日(金) | 12月10日(土) | 【学科】延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地) 【実技】コマツ宮崎(株)延岡工場 (東臼杵郡門川町大字加草 96-2) |
| 令和5年1月13日(金) 令和5年2月21日(火) | 1月14日(土) 2月22日(水) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●第1日目（午前8時30分開講～午後5時50分閉講）

| 講習科目 | | 講習時間 |
|------|---------------------------|------|
| 学科 | 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 5時間 |
| | 運転に必要な一般的事項に関する知識 | 3時間 |

●第2日目（午前8時30分開講～午後5時50分閉講）

| 講習科目 | | 講習時間 |
|------|-------------|-------|
| 学科 | 関係法令 | 1時間 |
| | 学科試験 | (1時間) |
| 実技 | 作業のための装置の操作 | 5時間 |
| | 実技試験 | (1時間) |

4 受講料及びテキスト代(税込)

35,780円（受講料34,100円、テキスト代1,680円）

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になれます。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125

〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内

講習開催日 月 日～ 月 日

受付番号 No.

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(2日間) 受講申込書

| | | | | |
|------------------------------|--------------------------------------|--|-----|--|
| (ふりがな) | | | | 写真1枚貼付 3cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。 |
| 氏名 | | | | |
| 併記を希望する旧姓又は通称 | ※併記希望者のみ記入 | | | |
| 生年月日 | 昭和 平成 | 年 | 月 日 | |
| 受講者現住所 | 〒□□□-□□□□ | | | |
| | 電話 | | 携帯 | |
| 講習の一部免除の有無 | <input checked="" type="radio"/> 有・無 | 一部免除資格を有することを証する書面(免許証・修了証等のコピー)を添付すること。 | | |
| 講習案内送付先 (受講票・講習案内・受講料金案内) | 事業所・自宅 | | | |

令和 年 月 日

上記の記載内容に相違ありません。

申込者氏名

(受講者本人)

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(参考)

1 受講対象者

車両系建設機械運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 講習の一部免除者

①道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する方

②道路交通法による大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方

③不整地運搬車運転技能講習を修了した方

【申込書記入にあたっての注意事項】

1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。

2 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記する旧姓又は通称を記入し関係書類を添付して下さい。

3 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

4 訂正は、横線2本を引いて訂正印(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)を押して下さい。

(修正液等は使用しないで下さい。)

○講習申込書送付先 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9-19(宮崎県建設会館4階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

| 受付印 | 受講料・委託費 | 本人確認書類 | 実施管理者 | 担当者 |
|-----|----------|------------------------------------|-------|-----|
| | 受講料: 円 | <input type="checkbox"/> 自動車運転免許証 | | |
| | テキスト代: 円 | <input type="checkbox"/> 健康保険証 | | |
| | 委託費: 円 | <input type="checkbox"/> 技能講習修了証 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 住民票・住基カード | | |
| | | <input type="checkbox"/> その他 | | |

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習に関する証明

| | | | | |
|--|---|---|-----|----------------|
| 所 事 業 場 名 及 び 属 所 在 地 | 〒□□□□-□□□□ | | | |
| | 電 話 | | FAX | |
| 講 習 の 一 部 免 除 (※該当する番号に ○を付けて下さい。) | 1 大型特殊自動車免許を有する方 | | | |
| | 2 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方 | | | |
| | 3 不整地運搬車運転技能講習を修了した方 | | | |
| 特 別 教 育 修 了 後 の 運 転 経 験 年 数 (上記の2該当者のみ) | 昭和 平成 令和 | 年 | 月より | 昭和 平成 令和 |
| 事 業 主 証 明 (※事業主本人や自営の方 (個人)が受講される場合 は、他の事業所の代表者の 証明を貰って下さい。) | 上記の運転の経験年数について相違ないことを証明します。 | | | |
| | 令和 | 年 | 月 | 日 |

印

〈資格証の添付〉

| | |
|-------------|---|
| の り 面 | <p>1 大型特殊自動車運転免許を有する方 → <u>自動車運転免許証(有効期限内のもの)のコピー</u></p> <p>2 大型、中型、準中型又は普通自動車運転免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・掘削等)又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方 → <u>自動車運転免許証(有効期限内のもの)と特別教育修了証の両方のコピー</u></p> <p>3 不整地運搬車運転技能講習を修了した方 → <u>修了証のコピー</u></p> |
|-------------|---|